

平成 27 年 10 月 2 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

神奈川県労働委員会に対する申し立てに関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

神奈川県労働委員会に対する申し立ての件

2 質問の要旨

神奈川県労働委員会に於いて鎌倉市が、本年申し立てられた事件について、本年開催された労働委員会に於ける市として所有する議事録や速記録についてその中身を一字一句そのまま、答弁せよ。(別添しても可)

尚、労働委員会は傍聴可能であり、公開は可能であるはずだ。以上

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

(平成 27 年 10 月 13 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討している為)